

電気通信事業紛争処理委員会関係条文

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（委員長）

第百四十六条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 （略）

3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

（電気通信設備の接続に関するあつせん）

第百五十四条 1、2 （略）

3 委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4～6 （略）

（電気通信設備の接続に関する仲裁）

第百五十五条 1、2 （略）

3 仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4 （略）